

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	14
3. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	29

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p> 第 1 節～第 5 節 （略）</p> <p> 第 6 節 加入者情報に関する取扱い（第 31 条－<u>第 33 条の 3</u>）</p> <p> 第 7 節 （略）</p> <p>第 2 章～第 10 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（58） （略）</p> <p><u>（59） 共通番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号をいう。</u></p> <p>（口座の種別）</p> <p>第 19 条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 機構は、区分口座ごとに、加入者情報登録簿（第 31 条第 5 項に規定す</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p> 第 1 節～第 5 節 （略）</p> <p> 第 6 節 加入者情報に関する取扱い（第 31 条－<u>第 33 条</u>）</p> <p> 第 7 節 （略）</p> <p>第 2 章～第 10 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（58） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（口座の種別）</p> <p>第 19 条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 機構は、区分口座ごとに、加入者情報登録簿（第 31 条第 5 項に規定す</p>

新	旧
<p>る加入者情報登録簿をいう。)に当該区分口座に係る機構加入者についての加入者情報(同条第1項に規定する加入者情報をいう。以下この節において同じ。)を登録するとともに、<u>共通番号情報登録簿(第32条の3第5項に規定する共通番号情報登録簿をいう。)</u>に当該区分口座に係る機構加入者についての共通番号情報(同条第1項に規定する共通番号情報をいう。以下この節において同じ。)を登録する。</p> <p>(加入者との契約)</p> <p>第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該加入者は、この規程その他の機構が株式等振替制度に関して定める加入者情報<u>及び共通番号情報</u>の取扱いに同意すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 当該加入者は、<u>当該口座管理機関に届け出ている</u>その氏名若しくは名称、<u>住所又は共通番号</u>に変更があった場合には、直ちに、当該口座管理機関に対し、その旨を届け出ること。</p> <p>(6)～(42) (略)</p> <p>(加入者情報の通知)</p> <p>第31条 口座管理機関は、規則で定めるところにより、規則で定める期限までに、機構に対し、規則で定める場合を除き、次に掲げる事項(以下「加入者情報」という。)を通知しなければならない。</p>	<p>る加入者情報登録簿をいう。<u>以下この節において同じ。</u>)に当該区分口座に係る機構加入者についての加入者情報(同条第1項に規定する加入者情報をいう。以下この節において同じ。)を登録する。</p> <p>(加入者との契約)</p> <p>第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該加入者は、この規程その他の機構が株式等振替制度に関して定める加入者情報の取扱いに同意すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 当該加入者は、その氏名若しくは名称<u>又は住所</u>に変更があった場合には、直ちに、当該口座管理機関に対し、その旨を届け出ること。</p> <p>(6)～(42) (略)</p> <p>(加入者情報の通知)</p> <p>第31条 口座管理機関は、規則で定めるところにより、<u>機構が</u>規則で定める期限までに、機構に対し、規則で定める場合を除き、次に掲げる事項(以下「加入者情報」という。)を通知しなければならない。</p>

新	旧
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の通知を受けた口座管理機関について準用する。</p> <p>5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、加入者情報登録簿（加入者情報その他の加入者に係る情報としてこの規程又は規則に定める事項を登録するための機構が備える帳簿をいう。以下同じ。）に通知を受けた加入者情報を登録する。<u>この場合において、機構は、当該直接口座管理機関に対し、加入者情報を登録した旨及び加入者情報として通知された内容を通知する。</u></p> <p>6 <u>前項後段の通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者情報に係る加入者の直近上位機関でない場合には、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項後段の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。</u></p> <p>7 <u>前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p>8 機構は、加入者情報登録簿に登録されている他の加入者口座情報（<u>第5項及び第19条第6項の規定により加入者情報登録簿に登録された加入者情報をいう。以下同じ。</u>）に係る加入者が、<u>第5項の規定により登録をした加入者口座情報に係る加入者と同一の者であると認められるときは、その名寄せを行う。</u></p> <p>(加入者情報の変更)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の通知が<u>あった場合における当該通知</u>を受けた口座管理機関について準用する。</p> <p>5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、加入者情報登録簿（加入者情報その他の加入者に係る情報としてこの規程又は規則に定める事項を登録するための機構が備える帳簿をいう。以下同じ。）に通知を受けた加入者情報を登録する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 機構は、加入者情報登録簿に登録されている他の加入者口座情報（<u>前項及び第19条第6項の規定により加入者情報登録簿に登録された加入者情報をいう。以下同じ。</u>）に係る加入者が、<u>前項の規定により登録をした加入者口座情報に係る加入者と同一の者であると認められるときは、その名寄せを行う。</u></p> <p>(加入者情報の変更)</p>

新	旧
<p>第32条 口座管理機関は、その加入者から前条第1項の規定により機構に通知した加入者情報の変更に係る事項の届出を受けたときは、直ちに、規則で定めるところにより、機構に対し、規則で定める期限までに、当該加入者情報の変更に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構は、直接口座管理機関から第1項又は前項において準用する前条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、その内容に基づいて、<u>加入者情報登録簿に登録されている加入者口座情報を更新して名寄せする。この場合において、機構は、当該直接口座管理機関に対し、加入者口座情報を更新した旨及び加入者情報の変更として通知された内容を通知する。</u></p> <p><u>4 前条第6項及び第7項の規定は、機構が前項後段の通知を行った場合に準用する。</u></p> <p>5 機構は、<u>第3項の加入者口座情報と名寄せされた他の加入者口座情報</u>があるときは、当該他の加入者口座情報に係る加入者情報を通知した口座管理機関(当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関)に対し、加入者情報の変更に係る事項を通知する。</p> <p>6 前項の通知を受けた口座管理機関が当該加入者情報の変更に係る加入者の直近上位機関でない<u>場合には</u>、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、<u>同項の規定</u>により通知を受けた事項を通知しなければならない。</p> <p>7 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知を</p>	<p>第32条 口座管理機関は、その加入者から前条第1項の規定により機構に通知した加入者情報の変更に係る事項の届出を受けたときは、直ちに、規則で定めるところにより、機構に対し、<u>機構が規則で定める期限までに</u>、当該加入者情報の変更に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構は、直接口座管理機関から第1項又は前項において準用する前条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、その内容に基づいて、登録されている加入者口座情報を更新して名寄せする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 機構は、<u>前項の加入者口座情報と名寄せされた他の加入者口座情報</u>があるときは、当該他の加入者口座情報に係る加入者情報を通知した口座管理機関(当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関)に対し、加入者情報の変更に係る事項を通知する。</p> <p>5 <u>前項の通知があつた場合であつて、当該通知を受けた口座管理機関が当該加入者情報の変更に係る加入者の直近上位機関でないときは</u>、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であつて当該加入者の上位機関であるものに対し、<u>前項の規定</u>により通知を受けた事項を通知しなければならない。</p> <p>6 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知が</p>

新	旧
<p>受けた口座管理機関について準用する。</p> <p>8 <u>第5項及び第6項の通知（前項において準用する場合を含む。）</u>を受けた口座管理機関が当該加入者情報の変更に係る加入者の直近上位機関である場合であって、当該通知の内容が加入者の口座に記載又は記録をすべき事項の変更であったときは、当該口座管理機関は、当該通知の内容に従い、当該加入者の口座の記載又は記録を変更しなければならない。</p> <p><u>（加入者口座情報の削除）</u></p> <p>第32条の2 <u>口座管理機関は、当該口座管理機関の加入者の口座を廃止する場合又は当該加入者が規則で定める場合に該当するときは、機構に対し、規則で定めるところにより、加入者情報登録簿からの当該加入者の口座に係る加入者口座情報の削除を請求することができる。ただし、当該加入者の口座を廃止する場合には、速やかに当該請求をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>間接口座管理機関は、機構に対する前項の請求を、その直近上位機関を通じて行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の請求を受けた口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により請求を受けた旨を請求しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の請求を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p>5 <u>機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の請求を受けたときは、請求を受け付けた日から1年6か月を経過した後速やかに、第1項に規定する加入者口座情報を加入者情報登録簿から削除する。</u></p>	<p><u>あった場合における当該通知</u>を受けた口座管理機関について準用する。</p> <p>7 <u>第4項及び第5項の通知（前項において準用する場合を含む。）</u>を受けた口座管理機関が当該加入者情報の変更に係る加入者の直近上位機関である場合であって、当該通知の内容が加入者の口座に記載又は記録をすべき事項の変更であったときは、当該口座管理機関は、当該通知の内容に従い、当該加入者の口座の記載又は記録を変更しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>

新	旧
<p><u>(共通番号情報の通知)</u></p> <p><u>第32条の3 口座管理機関は、規則で定めるところにより、規則で定める期限までに、機構に対し、規則で定める場合を除き、次に掲げる事項（以下「共通番号情報」という。）を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 加入者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>(2) 加入者の共通番号</u></p> <p><u>2 間接口座管理機関は、機構に対する前項の通知を、その直近上位機関を通じて行わなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の通知を受けた口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により通知を受けた共通番号情報を通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の通知を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p><u>5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、共通番号情報登録簿（共通番号情報を登録するために機構が備える帳簿をいう。以下同じ。）に通知を受けた共通番号情報を登録する。この場合において、機構は、当該直接口座管理機関に対し、共通番号情報を登録した旨及び共通番号情報として通知された内容を通知する。</u></p> <p><u>6 前項後段の通知を受けた直接口座管理機関が同項の共通番号情報に係る加入者の直近上位機関でない場合には、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項後段の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>7 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>(共通番号情報の変更)</u></p> <p><u>第32条の4 口座管理機関は、その加入者から前条第1項の規定により機構に通知した共通番号情報の変更に係る事項の届出を受けたときは、直ちに、規則で定めるところにより、機構に対し、規則で定める期限までに、当該共通番号情報の変更に係る事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の共通番号情報の変更に係る事項の通知について準用する。</u></p> <p><u>3 機構は、直接口座管理機関から第1項又は前項において準用する前条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、その内容に基づいて、共通番号情報登録簿に登録されている共通番号情報を更新する。この場合において、機構は、当該直接口座管理機関に対し、共通番号情報を更新した旨及び共通番号情報の変更として通知された内容を通知する。</u></p> <p><u>4 前条第6項及び第7項の規定は、機構が前項後段の通知を行った場合に準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(共通番号情報の削除)</u></p> <p><u>第32条の5 口座管理機関は、第32条の2第1項の規定に基づき、機構に対し、同項の加入者の口座に係る加入者口座情報の削除を請求する場合には、併せて、規則で定めるところにより、共通番号情報登録簿からの当該加入者の口座に係る共通番号情報の削除を請求しなければならない。ただし、規則で定める場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>2 間接口座管理機関は、機構に対する前項の請求を、その直近上位機関を</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>通じて行わなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の請求を受けた口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により請求を受けた旨を請求しなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の請求を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p><u>5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の請求を受けたときは、請求を受け付けた日から4か月を経過した後速やかに、第1項に規定する共通番号情報を共通番号情報登録簿から削除する。</u></p> <p><u>（加入者情報登録簿の照会）</u></p> <p><u>第33条の2 口座管理機関は、規則で定めるところにより、機構に対し、加入者情報登録簿に登録されている当該口座管理機関の加入者の口座に係る加入者口座情報その他規則で定める事項を照会することができる。</u></p> <p><u>2 間接口座管理機関は、機構に対する前項の照会を、その直近上位機関を通じて行わなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の照会を受けた口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により照会を受けた事項を照会しなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の照会を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p><u>5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の照会を受けたときは、当該直接口座管理機関に対し、加入者情報登録簿に登録されている当該照会の対象である加入者の口座に係る情報を通知する。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>6 <u>前項の通知を受けた直接口座管理機関が当該加入者の直近上位機関でない場合には、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。</u></p> <p>7 <u>前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p><u>（共通番号情報登録簿の照会）</u></p> <p>第33条の3 <u>口座管理機関は、規則で定めるところにより、機構に対し、共通番号情報登録簿に登録されている当該口座管理機関の加入者の口座に係る共通番号情報を照会することができる。</u></p> <p>2 <u>間接口座管理機関は、機構に対する前項の照会を、その直近上位機関を通じて行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の照会を受けた口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により照会を受けた事項を照会しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の照会を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p>5 <u>機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の照会を受けたときは、当該直接口座管理機関に対し、共通番号情報登録簿に登録されている当該照会の対象である加入者の口座に係る情報を通知する。</u></p> <p>6 <u>前項の通知が行われた場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が当該加入者の直近上位機関でない場合には、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>7 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p>（帳簿の電磁的記録による作成）</p> <p>第35条 （略）</p> <p>2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、反対株主管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、反対新株予約権者管理簿、反対投資主管理簿、反対新投資口予約権者管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、<u>共通番号情報登録簿</u>、第160条第1項に規定する担保株式届出記録簿、第249条第1項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第263条において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第271条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資口届出記録簿、第271条の3において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新投資口予約権届出記録簿、第272条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保優先出資届出記録簿、第283条の8において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資信託受益権届出記録簿及び第285条の67に規定する担保受益権届出記録簿を電磁的記録により作成する。</p> <p>（振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用）</p> <p>第272条 （略）</p>	<p>（帳簿の電磁的記録による作成）</p> <p>第35条 （略）</p> <p>2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、反対株主管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、反対新株予約権者管理簿、反対投資主管理簿、反対新投資口予約権者管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、第160条第1項に規定する担保株式届出記録簿、第249条第1項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第263条において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第271条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資口届出記録簿、第271条の3において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新投資口予約権届出記録簿、第272条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保優先出資届出記録簿、第283条の8において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資信託受益権届出記録簿及び第285条の67に規定する担保受益権届出記録簿を電磁的記録により作成する。</p> <p>（振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用）</p> <p>第272条 （略）</p>

新			旧		
2 第3章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。			2 第3章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。		
(略)			(略)		
第94条第1項	合併により消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社 (以下この節において「消滅会社等」と総称する。)	合併により消滅する協同組織金融機関（以下「 <u>消滅協同組織金融機関</u> 」という。)	第94条第1項	合併により消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社 (以下この節において「消滅会社等」と総称する。)	合併により消滅する協同組織金融機関（以下「 <u>消滅共同組織金融機関</u> 」という。)
		(略)			(略)
(略)			(略)		
<p>(共通番号情報の請求)</p> <p><u>第287条の2 振替株式等の発行者（振替投資信託受益権については受託会社をいう。以下この条において同じ。）は、所得税法（昭和40年法律第33号）第225条第1項（第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出する支払調書を作成する場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、共通番号情報登録簿に登録されている株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者である加入者の共通番号情報を請求することができる。</u></p> <p>2 機構は、振替株式等の発行者から前項の請求を受けたときは、当該発行</p>			(新設)		

新	旧
<p><u>者に対し、共通番号情報登録簿に登録されている請求対象の株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者である加入者に係る共通番号情報その他規則で定める事項を通知する。</u></p> <p><u>(共通番号情報の安全を確保するための措置)</u></p> <p><u>第287条の3 振替機関等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第10号に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講ずることとする。</u></p> <p><u>2 機構との間で行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第25条第2号に規定する体制を整備していることの確認は、規則で定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(規程の改正)</p> <p>第294条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 機構は、株式等振替制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、第292条に基づき定める規則又は講ずる必要な措置を改正することができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(規程の改正)</p> <p>第294条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

2. 附則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 5 節 （略）</p> <p>第 6 節 加入者情報に関する取扱い（第 18 条－<u>第 33 条の 3</u>）</p> <p>第 7 節 （略）</p> <p>第 2 章～第 8 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（機構加入者口座の開設申請の手続）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p>2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (4) （略）</p> <p>(5) 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p><u>ニ 共通番号（共通番号の指定を受けている場合に限る。）</u></p> <p>ホ （略）</p> <p>ハ （略）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 5 節 （略）</p> <p>第 6 節 加入者情報に関する取扱い（第 18 条－<u>第 33 条</u>）</p> <p>第 7 節 （略）</p> <p>第 2 章～第 8 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（機構加入者口座の開設申請の手続）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p>2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (4) （略）</p> <p>(5) 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ニ （略）</p> <p>ホ （略）</p>

新	旧
<p>ト (略)</p> <p>チ (略)</p> <p>リ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ル (略)</p> <p>ヲ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(加入者情報登録済通知)</p> <p>第21条 機構は、<u>規程第31条第5項後段の規定による通知を行う場合には、同項後段に規定する事項のほか、機構が定める事項を通知する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(加入者情報の確認依頼)</p> <p>第22条 機構は、<u>規程第31条第8項</u>に規定する名寄せに際し、必要と認める</p>	<p>ヘ (略)</p> <p>ト (略)</p> <p>チ (略)</p> <p>リ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ル (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(加入者情報登録済通知)</p> <p>第21条 機構は、<u>規程第31条第5項に規定する加入者情報の登録を行った場合には、当該加入者情報の通知を行った口座管理機関に対し、その旨及び加入者情報として通知された内容を通知する。</u></p> <p><u>2 前項の通知は、加入者情報の通知を行った口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて行う。この場合において、当該直接口座管理機関は、直ちに、当該間接口座管理機関又は当該間接口座管理機関の上位機関である直近下位機関に対し、機構から通知を受けた内容を通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、同項の通知（この項において準用する場合を含む。）を受けた間接口座管理機関が加入者情報の通知を行った間接口座管理機関でない場合の当該通知を受けた間接口座管理機関について準用する。</u></p> <p>(加入者情報の確認依頼)</p> <p>第22条 機構は、<u>規程第31条第6項</u>に規定する名寄せに際し、必要と認める</p>

新	旧
<p>ときは、加入者口座情報に係る加入者の口座を開設する口座管理機関に対し、加入者からの届出内容について所要の確認を依頼することができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(加入者情報変更済通知)</p> <p>第25条 機構は、<u>規程第32条第3項後段の規定による通知を行う場合には、同項後段に規定する事項のほか、機構が定める事項を通知する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(加入者口座コードの変更の通知)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、<u>共通番号情報登録簿</u>、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、反対株主管理簿、反対投資主管理簿、反対新株予約権者管理簿、反対新投資口予約権者管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿、担保新投資口予約権届出記録簿、担保新株予約権付社債届出記録簿、担保投資信託受益権届出</p>	<p>ときは、加入者口座情報に係る加入者の口座を開設する口座管理機関に対し、加入者からの届出内容について所要の確認を依頼することができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(加入者情報変更済通知)</p> <p>第25条 機構は、<u>規程第32条第3項の加入者口座情報の更新を行った場合には、当該加入者口座情報に係る加入者情報の変更の通知を行った口座管理機関に対し、その旨及び加入者情報の変更として通知された内容を通知する。</u></p> <p><u>2 第21条第2項及び第3項の規定は、前項の加入者情報の変更の通知を行った口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。</u></p> <p>(加入者口座コードの変更の通知)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、反対株主管理簿、反対投資主管理簿、反対新株予約権者管理簿、反対新投資口予約権者管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿、担保新投資口予約権届出記録簿、担保新株予約権付社債届出記録簿、担保投資信託受益権届出記録簿及び担保受益権届</p>

新	旧
<p>記録簿及び担保受益権届出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記録をする。</p> <p>(加入者口座情報の削除)</p> <p>第28条 口座管理機関は、<u>規程第32条の2第1項の請求を行う場合には、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>同項の加入者の加入者口座コード</u></p> <p>(2) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p>2 <u>規程第32条の2第1項に規定する規則で定める場合は、口座管理機関が同項の加入者の加入者口座情報の削除が必要と認める場合とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(共通番号情報の通知)</u></p> <p>第28条の2 <u>第18条第1項及び第2項の規定は、規程第32条の3第1項の通知について準用する。</u></p> <p>2 <u>規程第32条の3第1項に規定する規則で定める場合は、同項第2号に掲げる事項について、口座管理機関が加入者からその届出を受けていない場合とする。</u></p> <p>3 <u>規程第32条の3第1項第1号に掲げる事項の通知は、加入者口座コードにより行うものとする。</u></p> <p><u>(共通番号情報の変更)</u></p> <p>第28条の3 <u>第23条の規定は、規程第32条の4第1項の通知について準用す</u></p>	<p>出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記録をする。</p> <p>(加入者口座情報の削除)</p> <p>第28条 口座管理機関は、<u>加入者の口座を廃止するときその他必要と認めるときは、機構に対し、加入者口座情報の削除を請求することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>規程第31条第2項から第5項までの規定及び第25条の規定は、前項の加入者口座情報の削除を請求する場合について準用する。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>る。</u></p> <p><u>2 前条第3項の規定は、規程第32条の4第1項の通知について準用する。</u></p> <p><u>(共通番号情報の削除)</u></p> <p><u>第28条の4 規程第32条の5第1項に規定する規則で定める場合は、口座管理機関が、規程第32条の3第1項の通知を行っていない場合とする。</u></p> <p><u>2 口座管理機関は、規程第32条の5第1項の規定に基づく請求を行う場合には、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 同項の加入者の加入者口座コード</u></p> <p><u>(2) その他機構が定める事項</u></p> <p><u>3 第28条(第1項及び第2項を除く。)の規定は、規程第32条の5第1項の規定に基づく請求が行われた場合について準用する。この場合において、第28条中「第1項の請求」とあるのは「規程第32条の5第1項の規定に基づく請求」と、「当該加入者口座情報」とあるのは「同項の加入者の口座」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(加入者情報登録簿の照会)</u></p> <p><u>第33条の2 口座管理機関は、規程第33条の2第1項の照会を行う場合には、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 同項の加入者の加入者口座コード</u></p> <p><u>(2) その他機構が定める事項</u></p> <p><u>2 規程第33条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 規程第33条第3項各号に掲げる事項</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(2) <u>規程第 134 条第 1 項第 3 号 (同第 232 条第 2 項 (同第 263 条又は第 271 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)、第 271 条第 1 項、第 272 条第 1 項、第 278 条第 1 項又は第 285 条の 48 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)</u> に掲げる事項</p> <p>(3) <u>規程第 160 条第 1 項に規定する担保株式届出記録簿、第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保投資口届出記録簿、第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保優先出資届出記録簿、第 249 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第 263 条において読み替えて準用する第 249 条第 1 項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 249 条第 1 項に規定する担保新投資口予約権届出記録簿、第 283 条の 8 において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保投資信託受益権届出記録簿又は第 285 条の 67 に規定する担保受益権届出記録簿に記録されている担保株式の株主、担保投資口の投資主、担保優先出資の優先出資者、担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者、担保新株予約権の新株予約権者、担保新投資口の新投資口予約権者又は担保投資信託受益権若しくは担保受益権の受益者である加入者の氏名又は名称その他機構が定める事項</u></p> <p>(4) <u>規程第 168 条第 11 項各号 (同第 271 条第 1 項、第 272 条第 1 項又は第 283 条の 9 において読み替えて準用する場合を含む。) 又は第 285 条の 73 第 11 項各号に掲げる事項</u></p> <p><u>(共通番号情報登録簿の照会)</u></p> <p><u>第 33 条の 3 口座管理機関は、規程第 33 条の 3 第 1 項の照会を行う場合</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>には、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>同項の加入者の加入者口座コード</u></p> <p>(2) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p>(総株主通知事項)</p> <p>第190条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第32条第3項前段及び第5項から第8項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。</p> <p>(個別株主通知による通知事項)</p> <p>第209条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第32条第3項前段及び第5項から第8項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。</p> <p>(総新株予約権付社債権者通知事項)</p> <p>第326条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第32条第3項前段及び第5項から第8項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。</p> <p>(振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通知)</p>	<p>(総株主通知事項)</p> <p>第190条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第32条第3項から第7項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。</p> <p>(個別株主通知による通知事項)</p> <p>第209条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第32条第3項から第7項までの規程は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。</p> <p>(総新株予約権付社債権者通知事項)</p> <p>第326条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第32条第3項から第7項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。</p> <p>(振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通知)</p>

新	旧
<p>第337条 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 規程第32条第3項前段及び第5項から第8項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。</p> <p>15 (略)</p>	<p>第337条 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 規程第32条第3項から第7項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。</p> <p>15 (略)</p>
<p><u>(共通番号情報の請求)</u></p> <p><u>第359条の2 振替株式等の発行者(振替投資信託受益権については受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、規程第287条の2第1項の請求を行う場合には、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 同項の株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者の株主等照会コード</u></p> <p><u>(2) 当該振替株式等の銘柄コード</u></p> <p><u>(3) 第1号に規定する者について振替株式等の発行者が支払調書の作成が必要である旨</u></p> <p><u>(4) その他機構が定める事項</u></p> <p><u>2 規程第287条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 同項の株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者の株主等照会コード</u></p> <p><u>(2) 当該振替株式等の銘柄コード</u></p> <p><u>(3) その他機構が定める事項</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧																
<p><u>(共通番号情報の安全を確保するための措置)</u></p> <p><u>第359条の3 直接口座管理機関が機構に対して行う規程第287条の3第2項の確認は、機構が直接口座管理機関に開示する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第25条第2号に規定する体制の整備状況を確認する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>2 直接口座管理機関及び振替株式等の発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)は、機構に対して、前項に規定する体制の整備状況として、機構から提供された特定個人情報情報が漏えいした場合について、適切かつ迅速に個人情報保護委員会にその旨及びその理由を報告する体制を含めて、機構が個人情報保護委員会と協議の上定める事項を整備している旨を届け出なければならない。また、機構がこれらの者に対して行う規程第287条の3第2項の確認は、当該届出を確認する方法により行うものとする。</u></p> <p>別表3</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ファイル伝送</p> <p>(1) 入力</p> <p>① 機構加入者からの入力</p> <table border="1" data-bbox="168 1300 1104 1374"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規程又は規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考					<p>(新設)</p> <p>別表3</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ファイル伝送</p> <p>(1) 入力</p> <p>① 機構加入者からの入力</p> <table border="1" data-bbox="1151 1300 2085 1374"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規程又は規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考				
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考														
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考														

新				旧			
(略)				(略)			
加入者情報データ (新規登録)	(略)	規程第 31 条第 1 項及び第 3 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)、同第 32 条の 3 第 1 項及び第 3 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)	(略)	加入者情報データ (新規登録)	(略)	規程第 31 条	(略)
加入者情報データ (変更)	(略)	規程第 32 条第 1 項及び第 2 項において準用する同第 31 条第 3 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)、同第 32 条の 4 第 1 項及び第 2 項において準用する同第 32 条の 3 第 3 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)	(略)	加入者情報データ (変更)	(略)	規程第 32 条	(略)
加入者情報データ (削除)	(略)	規程第 32 条の 2 第 1 項及び第 3 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)、同第 32 条の 5 第 1 項及び第 3 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)	削除の請求をする日に入力	加入者情報データ (削除)	(略)	規則第 28 条	二
(略)				(略)			

新				旧			
② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力				② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)				(略)			
共通番号照会データ	午前3時から午後5時まで	規程第287条の2第1項	請求をする日に入力	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
③ (略)				③ (略)			
(2) 出力				(2) 出力			
① 機構加入者への出力				① 機構加入者への出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)				(略)			
加入者情報登録済通知データ	(略)	規程第31条第5項、同第32条の3第5項	(略)	加入者情報登録済通知データ	(略)	規則第21条第1項	(略)
加入者情報更新済通知データ	(略)	規程第32条第5項	(略)	加入者情報更新済通知データ	(略)	規程第32条第4項	(略)
加入者情報変更済通知データ	(略)	規程第32条第3項、同第32条の4第3項	(略)	加入者情報変更済通知データ	(略)	規程第25条第1項	(略)
(略)				(略)			
② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）が選任されているときは株主名簿管理人、投資				② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）が選任されているときは株主名簿管理人、投資			

新				旧			
主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) への出力				主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) への出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)				(略)			
共通番号照会結果データ	午前3時から 午後8時まで	規程第287条の2第2項	一	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
③ 発行・支払代理人への出力				③ 発行・支払代理人への出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)				(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	総新株予約権付社債権者通知データ(新株予約権付社債権者情報)	午前3時から 午後8時まで	規程第245条第1項	規則第320条に定める日に出力
3 (略)				3 (略)			
4 加入者情報Web端末				4 加入者情報Web端末			
(1) 入力				(1) 入力			
① 機構加入者からの入力				① 機構加入者からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
加入者情報データ(新規登録)	(略)	規程第31条第1項及び第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)、同第32条の3第1項	(略)	加入者情報データ(新規登録)	(略)	規程第31条	(略)

新				旧			
		及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）					
加入者情報データ（変更）	（略）	規程第32条第1項及び第2項において準用する同第31条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、同第32条の4第1項及び第2項において準用する同第32条の3第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）	（略）	加入者情報データ（変更）	（略）	規程第32条	（略）
加入者情報データ（削除）	（略）	規程第32条の2第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、同第32条の5第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）	（略）	加入者情報データ（削除）	（略）	規則第28条	（略）
（略）				（略）			
加入者情報照会	午前8時30分から午後5時まで	規程第33条の2第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、同第33条の3第1項及び第3項	二	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

新				旧			
		(同条第4項において準用する場合を含む。)					
申請書等の通知	午前8時30分から午後8時まで	＝	＝	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力				② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)				(略)			
申請書等の通知	午前8時30分から午後8時まで	＝	＝	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(2) 出力				(2) 出力			
① 機構加入者への出力				① 機構加入者への出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
加入者情報照会	(略)	規程第33条の2第5項、同第33条の3第5項	(略)	加入者情報照会	(略)	＝	(略)
加入者情報登録済通知データ	午前8時30分から午後5時まで	規程第31条第5項、同第32条の3第5項	＝	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
加入者情報変	午前8時30分	規程第32条第3項、	＝	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新				旧			
更済通知デー タ	から午後 5 時 まで	同第 32 条の 4 第 3 項					
(略)				(略)			
通知書等の通 知	午前 8 時 30 分 から午後 8 時 まで	=	=	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）への出力				② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）への出力			
データの種別	データ授受の 時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の 時間	規程又は規則	備考
(略)				(略)			
通知書等の通 知	午前 8 時 30 分 から午後 8 時 まで	=	=	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
5 (略)				5 (略)			

2. 附則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧																
<p style="text-align: right;">別表</p> <p style="text-align: center;">株式等振替制度に係る手数料表</p> <p>1. 機構加入者に対する手数料</p> <table border="1" data-bbox="174 683 1059 759"> <thead> <tr> <th>手数料項目</th> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.～8. (略)</p> <p>9. 口座管理手数料の加入者口座数比例部分における加入者の口座の数とは、機構の備える加入者情報登録簿に登録された機構加入者の加入者及び当該機構加入者の下位機関の加入者に係る加入者口座情報（当該機構加入者が信託財産名義の取扱いの申出をしている場合における信託財産名義に係る加入者口座情報を<u>含む</u>、機構が当該機構加入者から加入者情報登録簿からの削除の請求を受理している加入者口座情報を除く。）の数をいう。</p> <p>10. ～15. (略)</p> <p>2. ・ 3. (略)</p>	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)				<p style="text-align: right;">別表</p> <p style="text-align: center;">株式等振替制度に係る手数料表</p> <p>1. 機構加入者に対する手数料</p> <table border="1" data-bbox="1153 683 2038 759"> <thead> <tr> <th>手数料項目</th> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.～8. (略)</p> <p>9. 口座管理手数料の加入者口座数比例部分における加入者の口座の数とは、機構の備える加入者情報登録簿に登録された機構加入者の加入者及び当該機構加入者の下位機関の加入者に係る加入者口座情報（当該機構加入者が信託財産名義の取扱いの申出をしている場合における信託財産名義に係る加入者口座情報を<u>含む</u>。）の数をいう。</p> <p>10. ～15. (略)</p> <p>2. ・ 3. (略)</p>	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率														
(略)																	
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率														
(略)																	

2. 附則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上